

(資料3)

山梨県国民保護計画

(変更予定箇所)

第2章 県対策本部の設置等

県は、武力攻撃事態等において、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合に、県対策本部を迅速に設置するための手順、県対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を經由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。既に県連絡本部又は災害対策本部を設置していた場合には、県対策本部に切り替えるものとする。

ウ 職員の参集

県対策本部が設置されたとき、職員は、あらかじめ定められている所定の場所に、直ちに参集するものとする。ただし、交通機関の途絶等により参集できない場合は、本庁又は合同庁舎等最寄りの県の機関に参集した上で、各自の所属長に連絡して指示を受けるものとする。

また、各部連絡責任者は、速やかに職員の参集状況を把握し、総務・調整班に報告する。

エ 県対策本部の設置場所

県対策本部担当者は、県庁防災新館4階会議室に県対策本部を設置するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

知事は、県対策本部を設置したときは、議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

【想定される主な通信機器】

- ① 消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
- ② 防災行政無線（県と市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ③ 地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ④ 県庁内LAN（県庁、支部庁舎等を結ぶメールによるネットワーク）
- ⑤ 電話、FAX
- ⑥ 県の防災情報関連システム 等

- ⑦ 緊急情報ネットワークシステム (Em-net)
- ⑧ 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

オ 県対策本部を設置した場合には、直ちに、次に掲げる機関に通知するとともに、県民に対しラジオ、テレビ、県のホームページ等を通じて公表する。

- ① 市町村及び消防本部
- ② 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- ③ 自衛隊山梨地方協力本部、東部方面総監部、横須賀地方総監部、中部航空方面隊
- ④ 総務省消防庁
- ⑤ 近隣都県
- ⑥ その他関係機関

カ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、飲料水、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

県は、県庁が被災した場合等により、県対策本部を県庁内に設置できないときには、最寄りの県の機関に県対策本部を設置する。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県が国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村として指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成等

ア 県対策本部の本部長（以下「**県対策本部長**」という。）は、**知事**をもって充て、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

県対策本部長に事故等があり不在の場合における知事権限委譲順位は、副知事、防災局長、防災局次長（あらかじめ知事が指名する者）の順位で、その職務を代理する。

イ 県対策本部の副本部長は、副知事をもって充て、県対策本部長を補佐する。副本部長が、欠けた場合には、防災局長が、その職務を代理する。

ウ 県対策本部の本部員は、公営企業管理者、教育長、警察本部長及び各部の部長等をもって充てる。

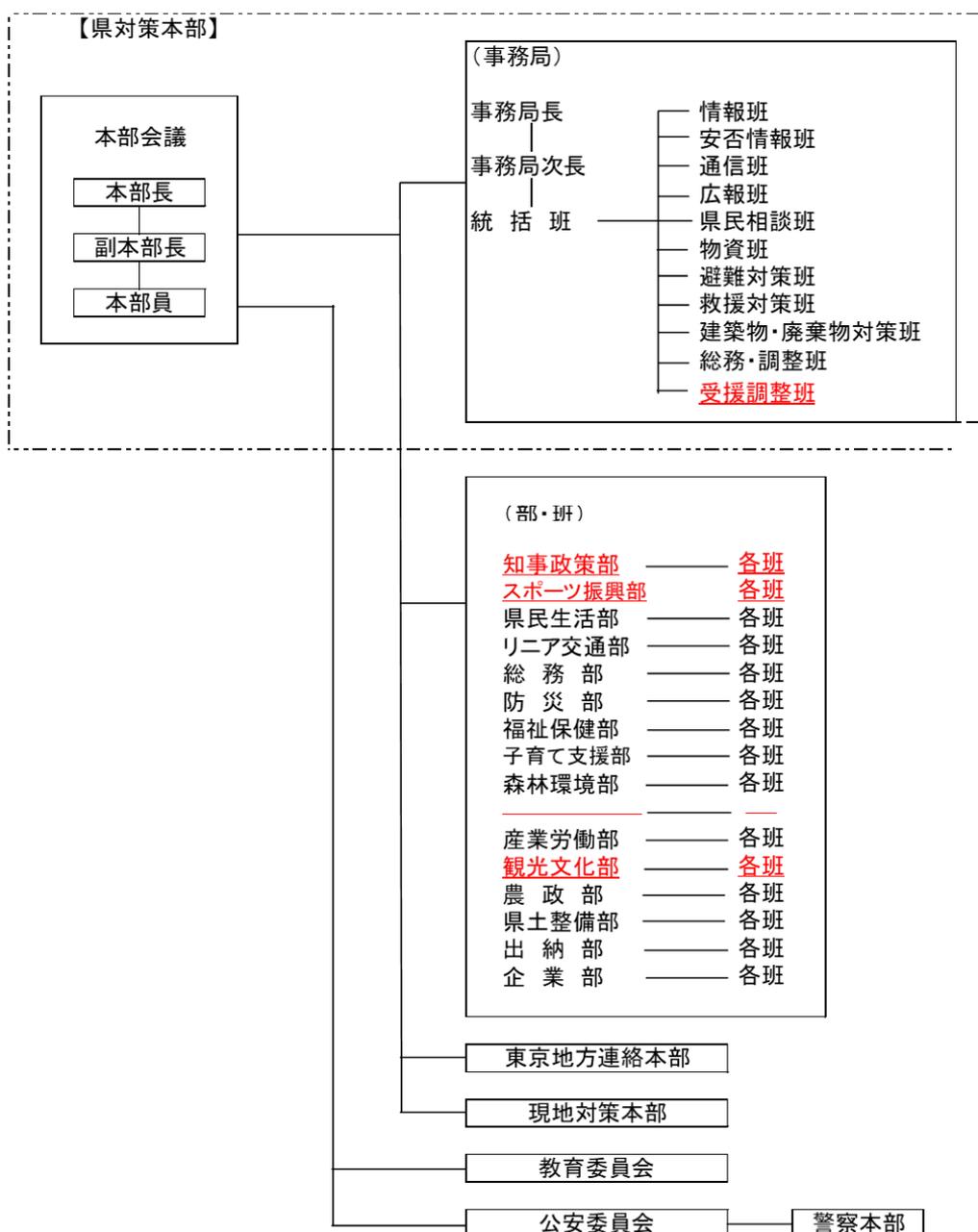
エ 県対策本部に、県対策本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を置く。

オ **県対策本部長**は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

- ① 県対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ② 県対策本部内の各部の相互調整に関する事項
- ③ 国、他都道府県、市町村、指定公共機関等関係機関との連絡調整及び各種

要請に関する事項

- ④ 被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤ その他国民保護措置に関する重要な事項
- カ 県対策本部に、部及び班を置き、各部の長は、本部員をもって充てる。各部の分掌事務は、別表1のとおりとする。
- キ 県対策本部に、本部の事務を処理するため、防災局長を局長とし、防災局次長（あらかじめ知事が指名する者）を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。
事務局には班を置き、その分掌事務は別表2のとおりとする。
- ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



- ※ 県対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該県の職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることができる。
- ※ 防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部会議に出席させるものとする。
 県の各部は、次の分掌事務に従って、国民保護措置を実施する。
 なお、県対策本部が設置されない場合においても、同様に対処する。

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設への警報伝達に関すること。 ・ 所管施設の被害状況把握に関すること。 ・ 所管関係団体への警報伝達に関すること。 ・ 所管関係団体の被害状況把握に関すること。 ・ 所管業務に関する情報収集、報告に関すること。 ・ 国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関すること。 ・ 国民保護措置に係る他部間の相互応援に関すること。 ・ 国民保護措置に要した経費の支払、精算に関すること。
総合政策部 (総合政策部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調査団等の被災視察に関すること。 ・ 他県への事務の委託手続きに関すること。 ・ 国民保護に係る広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整、放送の要請に関すること。 ・ 国への要望事項取りまとめに関すること。
オリンピック ・パラリンピック推進部 (オリンピック・パラリンピック推進局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体との連絡調整に関すること。
県民生活部 (県民生活部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護に関すること。 ・ 生活関連物資の需給調整に関すること。 ・ 生活必需物資の調達に関すること。 ・ 私立学校及び県立大学に関すること。
リニア交通部 (リニア交通局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関すること。 ・ 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。
総務部 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員、派遣、受入、あっせんに関すること。 ・ 職員の服務、手当に関すること。 ・ 職員の安否、補償に関すること。 ・ 職員の健康、食事に関すること。 ・ 特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・起債の特例に関する事。 ・国民保護措置関係予算に関する事。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。 ・公用車の管理、運用に関する事。 ・県税の減免、徴収猶予に関する事。 ・市町村の行財政措置の助言に関する事。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 ・県議会（臨時議会の招集）に関する事。 ・情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。
<p>防災部 （防災局長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部等に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。 ・危険物資の保安対策に関する事。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関する事。 ・国民保護に係る訓練に関する事。
<p>福祉保健部 （福祉保健部長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等の救援に関する事。 ・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安全確保及び支援体制に関する事。 ・義捐金品に関する事。 ・災害ボランティア活動の支援に関する事。 ・医療実施の要請、医療救護班の調整に関する事。 ・医薬品、医療資機材の確保、供給に関する事。 ・医療関連施設及び福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・赤十字標章等の交付、許可に関する事。 ・食品衛生及び保健衛生に関する事。 ・埋葬及び火葬に関する事。 ・入浴及びトイレ施設の確保に関する事。 ・感染症の予防に関する事。 ・飲料水の確保に関する事。 ・水道の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・生物剤等による汚染拡大防止に関する事。 ・毒劇薬及び毒劇物等の安全確保に関する事。 ・健康相談に関する事。 ・被災時における動物愛護に関する事。

子育て支援部 (子育て支援局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者（乳幼児等）の安全確保及び支援体制に関すること。 ・関係団体との連絡調整に関すること。
森林環境部 (森林環境部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤等による汚染拡大防止に関すること。 ・水質及び土壌の監視、保全に関すること。 ・廃棄物処理の調整に関すること。 ・応急用住宅資材の確保、供給に関すること。 ・林道の被害状況把握及び応急対策に関すること。
エネルギー部 (エネルギー局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局の応援に関すること。
産業労働部 (産業労働部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の調達に関すること。 ・商工業関係の被害状況把握に関すること。 ・被災事業所に対する融資に関すること。 ・緊急物資輸送車両の確保、連絡調整に関すること。 ・被災者の就労支援に関すること。
観光部 (観光部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関係団体等との連絡調整に関すること。 ・被災外国人の支援に関すること。
農政部 (農政部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧等の調達に関すること。 ・農業団体との連絡調整に関すること。 ・農畜産関連施設の被害状況把握に関すること。 ・被災農業者に対する融資に関すること。 ・農道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・家畜の防疫対策に関すること。
県土整備部 (県土整備部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・建設業者との連絡調整に関すること。 ・応急復旧資材の確保、供給に関すること。 ・応急仮設住宅等の住宅供給対策に関すること。 ・公共施設用地の供与に関すること。 ・都市公園の被害状況把握に関すること。 ・河川、ダム施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・下水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・被災住宅の再建支援に関すること。 ・都市施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・建築基準の緩和措置に関すること。 ・応急的な危険度の判定に関すること。 ・県有建物の被害状況把握及び応急対策に関すること。
出納部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の支払に関すること。

(会計管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係物資の調達に関すること。
企業部 (公営企業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・県営発電施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・電気事業者との連絡調整に関すること。
教育委員会 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・避難施設としての文教施設の使用に関すること。 ・児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関すること。 ・学用品の供給及び授業料の減免に関すること。 ・被災生徒の奨学金に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
警察本部 (警察本部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民の救出、救助に関すること。 ・避難住民の誘導及び安全の確保に関すること。 ・警備対策に関すること。 ・その他警察業務に関すること。

別表2 【県対策本部事務局の分掌事務】

班名	分掌事務
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部の設置、運営 ・県対策本部事務局の総括 ・本部会議、連絡班長会議等の運営 ・県対策本部長の意思決定に係る補佐 ・県対策本部長が決定した方針を各班への指示伝達 ・県が行う国民保護措置に関する調整 ・国 <u> </u> への応援要請等 ・緊急消防援助隊の派遣要請 ・自衛隊の部隊の派遣要請 ・現地対策本部の設置 ・本部長、本部員、事務局員等との連絡体制の確保、登庁支援
総務・調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の被災、参集状況の把握、職員動員の調整 ・他機関への職員派遣及び国の受入に係る調整 ・県対策本部各部、各班及び東京地方連絡本部との連絡調整 ・本部要員の人事管理及び健康管理 ・県対策本部の経理 ・県対策本部の活動状況や国民保護措置の実施状況の記録 ・政府の視察等に係る連絡調整
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の収集、整理
安否情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集、整理、提供

通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信手段の確保、運営 ・現地映像の確保 ・気象情報の把握
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の調整 ・被災状況や国民保護措置に関する広報（インターネット等） ・プレスセンターの設置、運営及び記者会見 ・報道機関との連絡調整
県民相談班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時県民相談センターの設置 ・県民からの相談、問い合わせ処理等
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・業者等との連絡調整 ・緊急物資等の需要供給の把握 ・緊急物資等の調達、引渡 ・緊急物資等の受入、仕分、配送 ・県対策本部の運営に必要な食料、物資の調達 ・救援物資一時集積場の確保
避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の被災状況の把握 ・緊急輸送路、車両の確保 ・輸送機関との連絡調整等
救援対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の実施状況の把握、調整 ・災害ボランティア活動の支援
建築物・廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎等の被災状況の確認と応急対策 ・建築物の被災状況の把握 ・応急仮設住宅の建設 ・災害廃棄物、避難施設のごみ及びし尿の処理の調整、把握等
<u>受援調整班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方自治体への応援要請及び受入・調整</u> ・<u>受援状況の記録・管理</u> ・<u>現地調整所の総合調整等</u>